

寄付金受け入れ規定

(目的)

第 1 条 この規定は、公益財団法人ベルマーク教育助成財団（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類及び募集)

第 2 条 この法人が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金
- (2) 特定寄付金 寄付者が寄付の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定した寄付金
- (3) 特別寄付金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2.この規定における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

3.この法人は常時、寄付金を募ることができる。

(寄付金の用途)

第 3 条

一般寄付金は、その 5 分の 4 以上を定款第 4 条の公益目的事業に使用しなければならない。

(ただし、寄付者が公益目的事業以外に使用する旨を指定した寄付を除く) 残余の額のうち、適正な範囲内の額を管理業務に関する会計（法人会計）に充当することができる。

2.前項については、寄付者にこの規定を示し、了解を得るものとする。

3.特定寄付金は、全額を寄付者の特定した用途に使用するものとする。

(受領書等の送付)

第 4 条

寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

2.前項の受領書には、公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第 5 条

寄付金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

(1) 法令に抵触するときのほか、この法人の業務遂行上支障があると認められるとき及びこの法人が受入れるには社会通念上不相当と認められるとき。

(2) 第 2 条第 1 項第 2 号の特定寄付金について、その用途が定款第 4 条に定める目的の達成に資するものでないとき。

(情報公開)

第 6 条 この法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 5 項各号に定める事項について、事務所へ備置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

2. 寄付者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第 7 条 この規定の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

2015 年 5 月 18 日 施行